

議案第 2 2 号

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市下水道条例（平成 1 7 年条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定の申請） 第 6 条の 2 （略） 2 前条第 1 項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。 （1） （略） （2） 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第 6 条の 4 第 1 項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる<u>下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>選任</u>することとなる<u>責任技術者に係る</u>第 6 条の 9 の規定により交付された下水道排水設備工事責任技術者証（以下「<u>責任技術者証</u>」<u>という。</u>）の写し （5） （略） （指定の基準） 第 6 条の 3 市長は、第 6 条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 （1） 営業所ごとに、<u>第 6 条の 5 第 1 項</u>の規定により責任技術者として<u>登録を受けた者を選任していること。</u>	（指定の申請） 第 6 条の 2 （略） 2 前条第 1 項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。 （1） （略） （2） 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第 6 条の 4 第 1 項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の氏名</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の</u>第 6 条の 9 の規定により交付された下水道排水設備工事責任技術者証 _____ の写し （5） （略） （指定の基準） 第 6 条の 3 市長は、第 6 条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 （1） 営業所ごとに、<u>次条第 1 項</u>の規定により責任技術者として<u>登録を受けた者が 1 人以上専属している者であること。</u>

(2)～(4) (略) 2 (略) (下水道排水設備工事責任技術者) 第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する<u>責任技術者</u>の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任しなければならない。ただし、愛媛県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2・3 (略) (水質適合のための除害施設の設置等) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値	(2)～(4) (略) 2 (略) (下水道排水設備工事責任技術者) 第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する<u>下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させなければならない。</u> 2・3 (略) (水質適合のための除害施設の設置等) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

下水道法施行令及び標準下水道条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。